

経営状況シート

法人名: 一般社団法人 高知県森林整備公社

主管課名: 森づくり推進課

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>所在地</td><td colspan="3">南国市双葉台7番地1</td></tr> <tr><td>電話番号</td><td>088-862-4180</td><td>FAX番号</td><td>088-862-4181</td></tr> <tr><td>ホームページ</td><td colspan="3">URL: http://kochissk.jp/</td></tr> <tr><td>設立年月日</td><td>昭和36年9月4日</td><td>代表者職氏名</td><td>理事長 森下 信夫</td></tr> <tr><td>沿革</td><td colspan="3"> <p>和 社団法人高知県林業公社設立 昭和58年4月1日 教育の森造成事業移管 平成8年4月1日 社団法人高知県森林整備公社に名称変更 平成9年3月28日 林業労働力確保支援センターに指定 平成17年3月31日 林業労働力確保支援センターの指定を取消し 平成25年4月1日 一般社団法人高知県森林整備公社に名称変更 平成28年7月25日 事務所を南国市双葉台の森連ビルへ移転</p> </td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td rowspan="9" style="vertical-align: top;">設立目的</td><td colspan="2"> 高知県森林整備公社の前身である高知県林業公社は、造林の進度の低い地域において急速かつ計画的に拡大造林を実施することにより、国土の保全、森林資源の造成を図るとともに、農山村経済の振興及び地元住民の福祉の向上を図ることを目的として、昭和36年9月に民法34条に基づく社団法人として設立された。 </td><td rowspan="9" style="vertical-align: top;">事業内容</td><td>(1) 造林事業 (2) 育林事業 (3) 分収方式による造林及び育林の促進事業 (4) 教育の森造成事業 (5) 森林の施業、経営等の受託事業 (6) 森林に関する普及啓発及び緑化事業 (7) 森林の公益的機能を高めるための事業 (8) その他この法人の目的を達成のために必要な事業</td></tr> </table>	所在地	南国市双葉台7番地1			電話番号	088-862-4180	FAX番号	088-862-4181	ホームページ	URL: http://kochissk.jp/			設立年月日	昭和36年9月4日	代表者職氏名	理事長 森下 信夫	沿革	<p>和 社団法人高知県林業公社設立 昭和58年4月1日 教育の森造成事業移管 平成8年4月1日 社団法人高知県森林整備公社に名称変更 平成9年3月28日 林業労働力確保支援センターに指定 平成17年3月31日 林業労働力確保支援センターの指定を取消し 平成25年4月1日 一般社団法人高知県森林整備公社に名称変更 平成28年7月25日 事務所を南国市双葉台の森連ビルへ移転</p>			設立目的	高知県森林整備公社の前身である高知県林業公社は、造林の進度の低い地域において急速かつ計画的に拡大造林を実施することにより、国土の保全、森林資源の造成を図るとともに、農山村経済の振興及び地元住民の福祉の向上を図ることを目的として、昭和36年9月に民法34条に基づく社団法人として設立された。		事業内容	(1) 造林事業 (2) 育林事業 (3) 分収方式による造林及び育林の促進事業 (4) 教育の森造成事業 (5) 森林の施業、経営等の受託事業 (6) 森林に関する普及啓発及び緑化事業 (7) 森林の公益的機能を高めるための事業 (8) その他この法人の目的を達成のために必要な事業	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>基本財産</td><td>30,000千円</td></tr> <tr><td>うち県出資</td><td>30,000千円</td></tr> <tr><td>県出資率</td><td>100.0 %</td></tr> <tr><td colspan="2">(県以外の主な出資者)</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">—</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td rowspan="9" style="vertical-align: top;">設立目的</td><td colspan="2"> 高知県森林整備公社の前身である高知県林業公社は、造林の進度の低い地域において急速かつ計画的に拡大造林を実施することにより、国土の保全、森林資源の造成を図るとともに、農山村経済の振興及び地元住民の福祉の向上を図ることを目的として、昭和36年9月に民法34条に基づく社団法人として設立された。 </td><td rowspan="9" style="vertical-align: top;">事業内容</td><td>(1) 造林事業 (2) 育林事業 (3) 分収方式による造林及び育林の促進事業 (4) 教育の森造成事業 (5) 森林の施業、経営等の受託事業 (6) 森林に関する普及啓発及び緑化事業 (7) 森林の公益的機能を高めるための事業 (8) その他この法人の目的を達成のために必要な事業</td></tr> </table>	基本財産	30,000千円	うち県出資	30,000千円	県出資率	100.0 %	(県以外の主な出資者)		—		設立目的	高知県森林整備公社の前身である高知県林業公社は、造林の進度の低い地域において急速かつ計画的に拡大造林を実施することにより、国土の保全、森林資源の造成を図るとともに、農山村経済の振興及び地元住民の福祉の向上を図ることを目的として、昭和36年9月に民法34条に基づく社団法人として設立された。		事業内容	(1) 造林事業 (2) 育林事業 (3) 分収方式による造林及び育林の促進事業 (4) 教育の森造成事業 (5) 森林の施業、経営等の受託事業 (6) 森林に関する普及啓発及び緑化事業 (7) 森林の公益的機能を高めるための事業 (8) その他この法人の目的を達成のために必要な事業
所在地	南国市双葉台7番地1																																								
電話番号	088-862-4180	FAX番号	088-862-4181																																						
ホームページ	URL: http://kochissk.jp/																																								
設立年月日	昭和36年9月4日	代表者職氏名	理事長 森下 信夫																																						
沿革	<p>和 社団法人高知県林業公社設立 昭和58年4月1日 教育の森造成事業移管 平成8年4月1日 社団法人高知県森林整備公社に名称変更 平成9年3月28日 林業労働力確保支援センターに指定 平成17年3月31日 林業労働力確保支援センターの指定を取消し 平成25年4月1日 一般社団法人高知県森林整備公社に名称変更 平成28年7月25日 事務所を南国市双葉台の森連ビルへ移転</p>																																								
設立目的	高知県森林整備公社の前身である高知県林業公社は、造林の進度の低い地域において急速かつ計画的に拡大造林を実施することにより、国土の保全、森林資源の造成を図るとともに、農山村経済の振興及び地元住民の福祉の向上を図ることを目的として、昭和36年9月に民法34条に基づく社団法人として設立された。		事業内容	(1) 造林事業 (2) 育林事業 (3) 分収方式による造林及び育林の促進事業 (4) 教育の森造成事業 (5) 森林の施業、経営等の受託事業 (6) 森林に関する普及啓発及び緑化事業 (7) 森林の公益的機能を高めるための事業 (8) その他この法人の目的を達成のために必要な事業																																					
	基本財産	30,000千円																																							
	うち県出資	30,000千円																																							
	県出資率	100.0 %																																							
	(県以外の主な出資者)																																								
	—																																								
	設立目的	高知県森林整備公社の前身である高知県林業公社は、造林の進度の低い地域において急速かつ計画的に拡大造林を実施することにより、国土の保全、森林資源の造成を図るとともに、農山村経済の振興及び地元住民の福祉の向上を図ることを目的として、昭和36年9月に民法34条に基づく社団法人として設立された。		事業内容	(1) 造林事業 (2) 育林事業 (3) 分収方式による造林及び育林の促進事業 (4) 教育の森造成事業 (5) 森林の施業、経営等の受託事業 (6) 森林に関する普及啓発及び緑化事業 (7) 森林の公益的機能を高めるための事業 (8) その他この法人の目的を達成のために必要な事業																																				
		I 正味財産増減計算書				(単位:千円)																																			
					5年度決算	6年度決算	7年度予算																																		
一般正味財産増減の部																																									
経常収益 a		559,654	494,083		684,515																																				
特定資産運用益																																									
事業収益		211,728	160,873		260,337																																				
受取補助金等		273,471	237,926		320,287																																				
受取事業負担金		73,061	93,447		103,000																																				
雑収益	1,394	1,837	891																																						
経常費用 b	524,360	460,974	674,402																																						
事業費	429,302	364,036	543,730																																						
うち減価償却費																																									
管理費	85,218	93,177	99,592																																						
うち減価償却費																																									
販売用資産減価	9,840	3,761	31,080																																						
森林資産勘定振替 c	▲ 19,191	▲ 970	▲ 10,113																																						
当期経常増減 d=a-b+c	16,103	32,139	0																																						
経常外収益	4,663	2,715																																							
経常外費用	132,369	256,973	92,229																																						
当期経常外増減 d	▲ 127,706	▲ 254,258	▲ 92,229																																						
当期一般正味財産増減額 e=c+d	▲ 111,603	▲ 222,119	▲ 92,229																																						
指定正味財産増減の部																																									
受取寄付金																																									
一般正味財産への振替																																									
当期指定正味財産増減額 f																																									
当期正味財産増減額 e+f	▲ 111,603	▲ 222,119	▲ 92,229																																						
正味財産期末残高	▲ 2,993,343	▲ 3,215,462	▲ 3,307,691																																						

設立目的	高知県森林整備公社の前身である高知県林業公社は、造林の進度の低い地域において急速かつ計画的に拡大造林を実施することにより、国土の保全、森林資源の造成を図るとともに、農山村経済の振興及び地元住民の福祉の向上を図ることを目的として、昭和36年9月に民法34条に基づく社団法人として設立された。		事業内容	(1) 造林事業 (2) 育林事業 (3) 分収方式による造林及び育林の促進事業 (4) 教育の森造成事業 (5) 森林の施業、経営等の受託事業 (6) 森林に関する普及啓発及び緑化事業 (7) 森林の公益的機能を高めるための事業 (8) その他この法人の目的を達成のために必要な事業
------	--	--	------	---

II 貸借対照表				(令和6年度決算／単位:千円)
資産の部	23,944,508	負債の部	27,159,971	
流動資産	249,820	流動負債	243,989	
固定資産	23,694,688	固定負債	26,915,982	
うち基本財産		正味財産の部	▲ 3,215,462	
		うち一般正味財産		
		うち指定正味財産		
資産 計	23,944,508	負債正味財産計	23,944,508	

設立目的	高知県森林整備公社の前身である高知県林業公社は、造林の進度の低い地域において急速かつ計画的に拡大造林を実施することにより、国土の保全、森林資源の造成を図るとともに、農山村経済の振興及び地元住民の福祉の向上を図ることを目的として、昭和36年9月に民法34条に基づく社団法人として設立された。		事業内容	(1) 造林事業 (2) 育林事業 (3) 分収方式による造林及び育林の促進事業 (4) 教育の森造成事業 (5) 森林の施業、経営等の受託事業 (6) 森林に関する普及啓発及び緑化事業 (7) 森林の公益的機能を高めるための事業 (8) その他この法人の目的を達成のために必要な事業
------	--	--	------	---

III 給与等支給状況				(令和6年度決算／単位:千円)
常勤役員	報酬を支払っている役員数	1		
	報酬総額(年額)	5,018		
非常勤役員	報酬を支払っている役員数	2		
	報酬総額(年額)	80		
職員(※)	平均年齢(R7.3.31時点)	46.8歳		
	平均給与(年額)	3,259		
	平均賞与(年額)	1,127		

設立目的	高知県森林整備公社の前身である高知県林業公社は、造林の進度の低い地域において急速かつ計画的に拡大造林を実施することにより、国土の保全、森林資源の造成を図るとともに、農山村経済の振興及び地元住民の福祉の向上を図ることを目的として、昭和36年9月に民法34条に基づく社団法人として設立された。		事業内容	(1) 造林事業 (2) 育林事業 (3) 分収方式による造林及び育林の促進事業 (4) 教育の森造成事業 (5) 森林の施業、経営等の受託事業 (6) 森林に関する普及啓発及び緑化事業 (7) 森林の公益的機能を高めるための事業 (8) その他この法人の目的を達成のために必要な事業
------	--	--	------	---

IV 県の財政支出状況				(単位:千円)
	5年度決算	6年度決算	7年度予算	備考(主な目的・内容)
補助金・負担金	273,471	237,926	320,287	造林補助金、教育の森造成事業費補助金等(国費を含む)
貸付金	213,045	213,985	209,188	H20までは賛助金 ※金額は資金ベース
委託料	16,913	15,632	20,063	県営林造林事業委託
計	503,429	467,543	549,538	

設立目的	高知県森林整備公社の前身である高知県林業公社は、造林の進度の低い地域において急速かつ計画的に拡大造林を実施することにより、国土の保全、森林資源の造成を図るとともに、農山村経済の振興及び地元住民の福祉の向上を図ることを目的として、昭和36年9月に民法34条に基づく社団法人として設立された。		事業内容	(1) 造林事業 (2) 育林事業 (3) 分収方式による造林及び育林の促進事業 (4) 教育の森造成事業 (5) 森林の施業、経営等の受託事業 (6) 森林に関する普及啓発及び緑化事業 (7) 森林の公益的機能を高めるための事業 (8) その他この法人の目的を達成のために必要な事業
------	--	--	------	---

V 負債の部のうち県の支援状況				(単位:千円)
	5年度末	6年度末		
県貸付金残高	23,526,279	23,740,264		
債務保証残高	0	0		
損失補償残高	3,579,075	3,306,192		

設立目的	高知県森林整備公社の前身である高知県林業公社は、造林の進度の低い地域において急速かつ計画的に拡大造林を実施することにより、国土の保全、森林資源の造成を図るとともに、農山村経済の振興及び地元住民の福祉の向上を図ることを目的として、昭和36年9月に民法34条に基づく社団法人として設立された。		事業内容	(1) 造林事業 (2) 育林事業 (3) 分収方式による造林及び育林の促進事業 (4) 教育の森造成事業 (5) 森林の施業、経営等の受託事業 (6) 森林に関する普及啓発及び緑化事業 (7) 森林の公益的機能を高めるための事業 (8) その他この法人の目的を達成のために必要な事業
------	--	--	------	---

VI 役職員の状況				(令和7年4月1日現在／単位:人)
(1) 役員数	理事	監事	計	
常勤役員	1	0	1	
うち県派遣職員	0	0	0	
うち県職員OB	1	0	1	
非常勤役員	6	1	7	
うち県職員	1	0	1	
うち県職員OB	1	1	2	
計	7	1	8	
(2) 職員数	プロパー職員		5	
	県派遣職員		1	
	県以外からの派遣		0	
	県職員OB		0	
任期付職員・その他			0	
	小計		6	
嘱託・非常勤等			6	
臨時職員			1	
合計			13	
備考: []				